

軍歴資料の閲覧・写しの交付を申請される際の注意事項

1 申請できる方の範囲

照会の受付は、プライバシーの保護のため、本人生存の場合は原則として本人のみ、本人死亡の場合は民法上の親族*に限定しております。

※民法上の親族（民法第725条）・・・【6親等内の血族】【配偶者】【三親等内の姻族】

2 閲覧等を申請する時に必要な書類

(1) 本人の場合

- ・「閲覧及び写しの交付依頼書」【様式】（交付依頼書への押印は不要です）
- ・本人であることが確認できる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

注) 健康保険証の写しを送付する場合は、「被保険者記号・番号」を黒塗りにしてください
マイナンバーカードの写しを送付する場合は、「表面（顔写真がある面）」のみを送付ください
個人番号の記載がある書類の添付はお控えください

(2) 親族の場合

- ・「閲覧及び写しの交付依頼書」【様式】（交付依頼書への押印は不要です）
- ・旧軍人の死亡が確認できる戸籍謄本等の書類
- ・旧軍人との親族関係が確認できる戸籍謄本
- ・申請者本人であることが確認できる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

3 費用について

写しの作成に要する費用は、申請者の負担となります。（1枚10円）

4 申請を郵送で行う場合

代金は、郵便小為替、為替、又は現金書留でお願いします。（郵便切手不可）

（注：郵便小為替、為替は発行時に手数料が必要です。郵便局にてお尋ねください。）

差額の返金（おつり）は、郵便切手により返送させていただきます。御了承ください。

写しの郵送を希望される場合は、申請者の住所を記入した返信用封筒を同封してください。
返信用封筒のサイズは下記を参照してください。（郵便料金不足の場合は受取人負担です）

- ・交付枚数が概ね4枚以下の場合は94円切手を貼った長型3号封筒（23.5cm×12cm）
- ・交付枚数が概ね5枚以上の場合は140円切手を貼った定形外大型封筒（A4サイズ）

*保管されている書類の一例です。（ただし、完全に保管されているとは限りません）

- (1) 兵籍：旧軍人の入除隊、階級、転属等が記入されている。
- (2) 臨時陸軍軍人（軍属）届：昭和20年3月1日現在、軍人については所属部隊名、編入年月日、軍属については身分等について、戸主等が市町村に提出した届。
- (3) 身上申告書：終戦後、外地より帰還した軍人、軍属の階級、在職中の行動等が記載されている。
- (4) 死没者原簿：戦死、戦病死した旧軍人の死亡場所、死亡年月日、死亡時点の在職部隊が記載されている。

《送付・問い合わせ先》

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部 保護・援護課 援護恩給係（福岡県庁2階 南棟）

電話 092-643-3301